

議案第31号

西海市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

西海市都市計画審議会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年6月16日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

西海市都市計画審議会条例（平成17年西海市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第8条中「建設部」を「定住まちづくり推進室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年4月1日からこの条例の施行の日までに改正前の西海市都市計画審議会条例の規定により処理された審議会の庶務は、この条例による改正後の西海市都市計画審議会条例の規定により処理されたものとみなす。

## 新旧対照表

## 西海市都市計画審議会条例等の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市都市計画審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第207号</p> <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>定住まちづくり推進室</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>西海市都市計画審議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第207号</p> <p>第1条～第7条 (略) (庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>建設部</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p>

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの条例の施行の日までに改正前の西海市都市計画審議会条例の規定により処理された審議会の庶務は、この条例による改正後の西海市都市計画審議会条例の規定により処理されたものとみなす。